

特別養護老人ホーム白寿園運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人白寿会が開設する特別養護老人ホーム白寿園（以下「事業所」という。）が行なう施設介護サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び医師、生活相談員、介護職員、看護職員、**管理**栄養士、機能訓練指導員、調理員その他の従業者（以下「施設介護サービス従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対して適正な施設介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の目的)

第2条 事業所の施設介護サービス従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行ない、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに入所者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 特別養護老人ホーム白寿園
- (2)所在地 磐田市掛塚3 1 7 2番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1)管理者 1人（常勤）
管理者は、事業所の職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2)医師 2人（非常勤、兼務）
医師は常に入所者の健康の状況に注意するとともに健康保持のための適切な措置をとるものとする。
- (3)生活相談員 1人以上（常勤、兼務）
入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上。生活相談員は、入所者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- (4)介護及び看護職員 入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上（常勤換算）
介護職員 21人以上（常勤換算）
入所者の心身の状況等を的確に把握し、入所者に対し適切な介助を行う。

看護職員 3人以上（常勤換算）

看護職員は健康チェック等を行なうことにより入所者の健康状態を的確に把握すると共に入所者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(5)管理栄養士

1人以上（常勤）

入所者の栄養管理業務を行う。

(6)機能訓練指導員

1人以上（常勤、兼務）

機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

(7)介護支援専門員

1人以上（常勤、兼務）

入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。
入所者のケアプランの作成にあたる。

(8)調理員

（給食は外部委託）

入所者に必要な食事及びおやつ等のサービスの提供を行う。

(9)その他

送迎、会計事務等を行う。

（利用定員）

第5条 事業所の入所定員は次のとおりとする。

(1)利用定員 70名

（施設介護サービスの内容）

第6条 施設介護サービスの内容は次のとおりとする。

(1)日常生活上の援助

日常生活動作能力において必要な介助を行う。

(2)健康状態の確認及び処置

入所者の健康チェック及び各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

(3)機能訓練サービス

入所者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（レクリエーション等）を提供する。

(4)入浴サービス

入所者の身体状況にあった必要な入浴サービスを提供する。

(5)食事サービス

食事の提供及びその食事摂取の介助、その他必要な食事の介助を行う。

(6)相談、助言等に関すること

入所者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(7)栄養管理

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

(8)口腔衛生の管理

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

(利用料)

第7条 事業所が提供する施設介護サービスの利用料は、厚生大臣が定める基準（介護報酬告示）による額とする。

(1)食費、居住費及び理美容代は実費徴収とする。

(2)前号に掲げるものの他介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入所者が負担することが適当と認められる費用。

2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際は、事前に入所者又はその家族に対して必要な資料を提示し当該サービスの内容及び費用を説明したうえで、入所者等の同意を得る。また併せてその支払に同意する旨の文書を作成し確認する。

3 利用料の支払いは、現金または口座振込みにより、指定期日までに受け取る。

(サービス提供記録の記載)

第8条 施設介護サービスについては、その提供日及び内容、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(虐待の防止)

第9条 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。

(2)虐待防止のための指針の整備

(3)従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4)前3号に掲げる措置を適切に実施すめたるの担当者の設置

(身体拘束)

第10条 事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、事故が発生した場合の対応、報告やその起因する原因、分析や改善策の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。また、事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修について

は、担当者を設置し定期的に行うものとする。

- 2 事業所は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該入所者の家族等及び市に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第12条 事業所の施設介護サービス従業者は、業務上の知り得た入所者又はその家族の秘密保持を厳守する。事業所の施設介護サービス従業者であった者に、業務上の知り得た入所者又はその家族の秘密保持を厳守させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第13条 提供した施設介護サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入所者又は家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第14条 入所者に対する施設介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

(衛生管理)

第15条 施設介護サービスに使用する居室及び備品等を清潔に管理し、定期的な消毒を実施する等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 施設介護サービス事業所の従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。
- 3 事業所は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(緊急時における対応方法)

第16条 施設介護サービス従業者等は、施設介護サービスの実施中に入所者の状態が急変等、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第17条 管理者は静岡県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する規則に基づき、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、月に1回、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業者は、周辺環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて前項に規定する計画を作成する。
- 3 事業者は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等への参加する等地域

との連携を重視する。

- 4 事業者は、従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めなければならない。
- 5 事業者は、非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

<その他運営についての留意事項>

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第18条 事業所の入所者は、他の入所者等に対し迷惑もしくは危害を与えてはならない。また設備を利用する際は、従業者の説明を得た後にこれを使用するものとし、故意により破損させた場合は修理費実費分を徴収するものとする。
- 2 防災対策上、火気をみだりに使用しないこととする。

(その他施設の運営に関する重要事項)

- 第19条 事業所は、施設介護サービス従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2)継続研修 年2回
- 2 事業者は、介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
 - 3 事業所はこの事業を行なうため、ケース記録、入所者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整理する。
 - 4 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人白寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(入所者の入院中の取り扱い)

- 第20条 入所者が、病院又は診療所に入院する必要が生じ、おおむね3ヵ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、退院後再び入所できるよう配慮する。
- 2 事業者は、入所者の入院期間中等で入所者に利用されていない居室又はベッドを利用して指定短期入所生活介護（空床利用）を行う。

(勤務体制の確保)

- 第21条 事業所は、適切な指定介護福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（ハラスメント）により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年11月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。